

消防行政の連携・協力に関する協定に基づく覚書に係る事務一覧

部 門	内 容	根拠法令
総務部門	職員の知識、技術の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・両市で研修内容を検討し、合同で実施する。 ・必要な知識、技術を習得させるため、相互に職員を派遣する。 	消防組織法
予防部門	防火査察体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市境付近の大規模防火対象物への防火査察時、相互に職員を派遣する。 ・防火査察講習等を合同で実施する。 防火管理講習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・防火管理講習を両市の在住・在勤者が受講できるように協力する。 	消防組織法
警防部門	建物火災に関する活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・尾張旭市内全域の建物火災に瀬戸市から消防隊1隊（規模により1隊追加）を、瀬戸市内全域の建物火災に尾張旭市から消防隊を1隊応援出動させる。 危険物火災に関する活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・両市内全域で発生した危険物火災について、両市の化学車を同時に出動させる。 特殊資器材の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊災害対応資器材について、両市の保有状況を共有する。 消防車両出動不能時の応援体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・両市のはしご車等特殊車両の車検や点検の時期を調整し、両市の特殊車両が同時に不在とならないよう計画することにより、両市の災害対応能力を維持する。 ・瀬戸市内全域又は尾張旭市内全域において特殊車両出動不能時に特殊車両が必要な災害が発生した場合には、出動可能な市から特殊車両を同時に出動させる。 	消防組織法
救急部門	救急隊数の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・両市の救急車両の車検や、点検の時期を調整し、両市の救急隊数を確保する。 ゼロ隊応援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・各市において全ての救急車両が出動している状況となった場合には、他市からの迅速応援出動体制を強化する。 	消防組織法
通信部門	指令業務の共同運用 <ul style="list-style-type: none"> ・指令業務を共同運用し、費用の低廉化や、効率的な人員配置を行うとともに、効果的・効率的な応援体制を確立する。 	地方自治法